

平成二十四年五月十八日受領
答弁第二三〇号

内閣衆質一八〇第二三〇号

平成二十四年五月十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員秋葉賢也君提出自主的避難者の現況把握に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出自主的避難者の現況把握に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

東日本大震災の発生後、政府又は地方公共団体による避難等の指示等に基づかず自主的に避難した自主的避難者の市町村別の数については、原子力損害賠償紛争審査会事務局の担当者が、福島県及び宮城県に対してのみ、それぞれの担当者に対して、電話などにより照会したところである。当該照会に対する回答については、先の答弁書（平成二十四年三月二十七日内閣衆質一八〇第一四三号）一について述べたとおりである。

三について

先の答弁書（平成二十四年四月十七日内閣衆質一八〇第一八〇号）二から五までについて述べたとおり、自主的避難者の数については、最も実情を把握し得る立場にある地方公共団体に照会するのが適切であると考えている。